

オンライン委員会に関する検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市議会に、オンライン委員会に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会議は、オンライン委員会に関する事項について調査及び研究を行うことを目的とする。

- 2 検討会議は、調査及び研究の結果を議長に報告するものとする。
- 3 議長は、前項の報告内容を速やかに、議会運営委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員の定数は9人とする。

- 2 検討会議の委員は、議長が指名する。
- 3 委員は、委員を退任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(運営)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、次条に規定する検討会議において、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会議を代表し、その業務を統括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議の意思決定は、検討会議において行う。

- 2 検討会議は、座長が招集し、その会議の議事運営を行う。ただし、座長及び副座長を互選する検討会議は、議長が招集する。
- 3 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、公務その他のやむを得ない事由により検討会議に出席できない場合は、代理の議員を検討会議に出席させることができる。この場合において、委員は、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

- 5 議長及び副議長は、必要があるときは、検討会議に出席し、発言することができる。
- 6 委員でない議員から発言の申し出があったときは、座長は検討会議に諮り、その可否を決める。
- 7 検討会議は、原則公開する。
- 8 検討会議は議事録を作成し、市議会のホームページで公開する。

(調査及び研究)

第6条 委員は、第2条に規定する事項を、自ら調査及び研究を行うとともに、検討会議の一員として、検討会議での合意事項に従い、活動するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、検討会議において定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年7月5日から実施する。
- 2 この要綱は、議会運営委員会において、オンライン委員会に関する取扱いが決定された日をもって、その効力を失う。